

JIS

プラスチック—
アイゾット衝撃強さの試験方法

JIS K 7110 : 1999

平成 11 年 8 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、JIS K 7110-1984は改正され、この規格に置き換えられる。

この規格は、ISO 180 : 1993, Plastics—Determination of Izod impact strengthを基礎として用いた。

JIS K 7110には、次に示す附属書がある。

附属書A(規定) ISO 180 : 1982のタイプ2, 3及び4試験片のアイゾット衝撃試験

附属書1(規定) 硬質プラスチックのアイゾット衝撃試験方法

附属書1A(規定) 硬質プラスチック用アイゾット衝撃試験機

附属書1B(規定) 衝撃試験時のエネルギー損失 L の計算方法

附属書1C(参考) ノッチ部の反対側を衝撃するアイゾット衝撃試験方法

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 46. 11. 1 改正：平成 11. 8. 20

官 報 公 示：平成 11. 8. 20

原案作成協力者：社団法人 日本プラスチック工業連盟

審 議 部 会：日本工業標準調査会 化学部会（部会長 三田 達）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 産業基盤標準化推進室 ☎(03)-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

プラスチック— アイゾット衝撃強さの試験方法

K 7110 : 1999

Plastics—Determination of Izod impact strength

序文 この規格は、1993年に第2版として発行されたISO 180, Plastics—Determination of Izod impact strengthを基に作成した日本工業規格であり、**附属書1**を除いて技術的内容を変更することなく作成している。

従来日本工業規格で規定していた硬質プラスチックのアイゾット衝撃試験方法については、**附属書1**で規定しているが、本体を優先的に使用することが望ましい。

1. 適用範囲

1.1 この規格は、定められた条件下でのプラスチックのアイゾット衝撃強さを試験する方法について規定する。この規格では多くの種類の試験片タイプを規定している。試験片タイプ及びノッチタイプは、材料規格に規定されている。

1.2 この試験方法は、定められた固有な衝撃条件下で試験片の挙動及び規定された試験片のぜい性又はじん性を評価する目的に使用される。

1.3 この試験方法は、次に示す材料に適する。

- 充てん材及び強化材入りのコンパウンドを含む硬質熱可塑性成形材料並びに押出成形用材料, 硬質熱可塑性樹脂のシート
- 充てん材及び強化材入りのコンパウンドを含む硬質熱硬化性成形材料並びに積層品を含む硬質熱硬化性樹脂シート
- マット, 織物, ロービング織物, チョップドストランド, 組合せ強化材及びハイブリッド強化材, ロービング及びミルドファイバーのような一方向又は一方向でない強化材を一体化した繊維強化熱可塑性並びに熱硬化性複合材料, 予備含浸材料(プリプレグ)から作ったシート
- サーモトロピック液晶ポリマー

この試験方法は、通常、硬質発泡材料及び発泡材料を用いたサンドイッチ構造物には適さない。また、ノッチ付き試験片は、長繊維強化材料及びサーモトロピック液晶ポリマーに使用しない。

1.4 この試験方法は、規定の寸法に成形した試験片、多目的試験片(ISO 3167参照)の両端のつかみ部分を切り取った中央平行部分を用いる試験片又は成形品、積層品、押出成形シート、注型シートのような最終製品若しくは中間製品から切削加工によって作製した試験片を用いる。

1.5 この試験方法では、試験片の推奨寸法を規定する。異なる寸法・ノッチの試験片又は異なる条件で作製した試験片による試験結果は、互いに比較することができない。その他の因子、例えば、振り子の容量、衝撃速度、試験片の状態調節などの因子も結果に影響を及ぼす。したがって、比較可能なデータが要求されるときは、これらの因子を注意深く管理し、記録しなければならない。

1.6 この試験方法による結果は、構造設計用のデータとして使用すべきでない。しかしながら、種々の温度、ノッチ半径及び/又は厚さを変えた試験片を試験することによって材料の代表的挙動の情報を得ることはできる。

1.7 附属書1(規定)は、2004年6月30日まで適用する。